

共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例

逐条解説

前文

第1条 目的

第2条 定義

第3条 基本理念

第4条 市の責務

第5条 市民等の役割

第6条 事業者の役割

第7条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割

第8条 子どもと関わる者の役割

第9条 地域の連携及び協働

附則

(題名)

「共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例」

【解説】

この条例は、認知症の有無にかかわらず、地域の全ての人が互いに助け合って、つながりをもって暮らしていくことができるよう基本理念を定めた条例です。題名は、認知症の人を含む全世代の一人一人が共生社会のまちづくりの一員として地域の中でつながり、支え合い、また、20年後、30年後の未来を見据えて、本人の思いや声を取り入れながら様々な施策や取組みを継続的・発展的に推進していくことを表現しています。加えて、泉南市は、支援する側・支援を受ける側の垣根を超えて、思いやりの気持ちを持って取組みを進め、その過程で生きがいや安心、安全、信頼などを感じることができるようにまちづくりをしていくという思いで「共に歩んでいく思いやりのまち泉南市認知症条例」としました。

(前文)

泉南市は、地域社会の一人一人が認知症を正しく理解することを目指し、「忘れてもだいじょうぶ 安心と 思いやりのまち せんなん」を標語に掲げ、子どもから大人までのすべての人が思いやりの気持ちを持つことができるよう、啓発活動を中心に様々な認知症施策を続けてきました。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえ、泉南市においても、より一層、共生社会の実現に向け、認知症施策を持続的かつ発展的に推進していかなければなりません。認知症の有無にかかわらず、全世代が希望を持って暮らし、さらに地域社会に「共に歩んでいく」という意識が根づくことを目指し、生きがいを持って誰もが安心して自分らしく暮らせるまちを実現するため、この条例を制定します。

【解説】

前文は、条例制定の由来や背景、泉南市の認知症施策の方向性や基本理念を述べたものです。

第一段落では、泉南市これまでの認知症施策の実績について述べています。泉南市は、認知症の有無に関わらず、泉南市内で暮らし、学び、働く人の誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「(W) 忘れてもだいじょうぶ (A) 安心と (O) 思いやりのまち せんなん『WAO（輪を）！SENNAN』」を標語に、市民、企業向けの認知症サポート一養成講座を行い、未就学児から大人まで、幅広い世代に向けての認知症の理解を広げる活動を行ってきました。市民向けの講座では症状や対応方法等について、企業向けの講座では

接客時の対応方法等について伝えていました。さらに、子ども向けの講座では、本人への「忘れてもだいじょうぶ」という気持ちをもって接することの大切さ、それが本人の安心につながること、そして思いやりを持ち続けようということを伝えるなど、それぞれの年代や立場に合わせた内容で知っておいて欲しいことを伝えてきました。

第2段落では、本条例を制定した理由と実現すべき泉南市の将来像を述べています。令和6年1月施行の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下、「基本法」という。)を踏まえ、泉南市においても時代の変化に合わせて限られた財源や人で効果の高い方法に変えながら認知症施策を進めていく必要があります。認知症になってからも地域で暮らし続けるには、地域での支え合いが大切です。また、この考え方や題名に込められた思いが日常生活の中で当たり前になることを「意識が根づく」と表現しています。認知症の有無にかかわらず、認知症になってからも地域の中でつながりを持ち、支え合い、本人の個性と能力を活かしながら生きがいを持って暮らせる地域となっていくこと、泉南市はそのようなまちを実現していくことを宣言しています。

(目的)

第1条 この条例は、認知症に係る施策（以下「認知症施策」という。）に関する基本理念を定め、市の責務並びに市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び日常生活において子どもと関わる者（以下「子どもと関わる者」という。）の役割を明らかにすることにより、認知症施策の推進及び認知症に関する理解を図り、もって認知症の人（以下「本人」という。）及び家族等の思いが尊重され、生きがいを持って安心して自分らしく暮らせる活力あるまちづくりに寄与することを目的とする。

【解説】

市は「責務」、その他はそれぞれの「役割」を明記し、認知症への正しい理解を図ること及び活力あるまちづくりに寄与することが本条例の制定目的であるということを述べています。「役割」とは、それぞれの立場に期待することであり、義務を課すものではありません。「認知症の人」とは、認知症の診断の有無に関わらず認知症のある人を言います。認知症のある人の中には、思いを言葉にするときや考えるときに助けが必要な人もいます。思いを表現することが難しい場合には、それぞれの立場の人が役割を果たすことで、本人の思いが尊重され実現していくことができます。また、本人と家族等の思いが同じであることや異なる場合もあります。地域の中でそれらの思いを受け止め、支え合い、家族の思いも尊重されていく必要があります。認知症に関する正しい理解が進むことで、地域全体で認知症の有無に関わらず、お互いがお互いを支え合って、生きがいを感じることができ、自分らしく暮らせるまちづくりに繋がっていくという思いを込めています。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 認知症 アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態をいう。
- (2) 市民等 泉南市内に居住する者、在勤又は在学する者をいう。
- (3) 事業者 泉南市内で事業又は活動を行う者をいう。
- (4) 家族等 本人の家族その他本人と日常生活において密接な関係を有する者をいう。
- (5) 学校等 幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、高校その他子どもと関わる機関及び団体をいう。
- (6) 関係機関等 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者その他認知症に関する支援活動を行う者をいう。

【解説】

第2条は、この条文で使用される重要な用語を定義づけています。

(基本理念)

第3条 認知症施策及び認知症に関するあらゆる取組は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 認知症の有無にかかわらず、地域社会の一人一人の思いを大切にし、生きがいを持って自分らしい人生を送ることができるものであること。
- (2) 本人及び家族等の声を尊重したものであること。
- (3) 認知症に関する知識及び個々の本人についての理解を深めるものであること。
- (4) 本人と共に、本人にとっての暮らしていく上での障壁を取り除いていくものであること。

【解説】

第3条では、市が実施する認知症施策及びその他の認知症に関する取組を実施する上で基本理念を掲げています。市が実施する認知症施策の具体例としては、以下のようなことを想定しています。

- ・認知症に関する理解を市民、市内の事業者と従業者、児童・生徒へ広げる取組み
- ・認知症や介護に関する相談窓口を整備、充実させる取組み
- ・医療や介護の量的、質的な確保のための取組み
- ・認知症カフェ等の誰でも相談でき、学ぶことのできる場の支援

- ・チームオレンジ等の個々のニーズに沿った支援体制の整備、継続の支援
- ・その他、認知症の人及びその家族の声を反映した事業の実施

(第1号)

市が実施する認知症施策及びその他の認知症に関する取組は、認知症の人を含む地域社会の一人一人の思いが尊重され、認知症があってもなくても、人それぞれの社会との関わりや、その人の個性や能力を発揮できるような機会を持ちながら自分らしい生き方ができるように取り組んでいくことを述べています。

(第2号)

市が実施する認知症施策及びその他の認知症に関する取組は、本人の尊厳が保持され、本人及び家族の視点に立ったものであることを述べています。

(第3号)

認知症の症状について学ぶだけでなく、それぞれの人の個性、能力、経験、思いなどを知ることが大切であり、その人自身に寄り添った支援が必要であるということを述べています。

(第4号)

社会に存在する物理的・心理的な障壁について、本人の声を聞きながら、本人の目線で丁寧に取り除いていくことを述べています。

(市の責務)

第4条 市は、次に掲げる事項を責務とする。

- (1) 本人及び家族等の生活の実情並びに希望及び思いを把握し、継続的に事業の内容の検討を行うこと。
- (2) 本人及び家族等並びに市民等と対話する機会を継続的に確保し、相談窓口の設置及び普及を行うこと。
- (3) 本人の生活に關係する行政部署間で横断的に連携及び協働を推進すること。
- (4) 学校等と連携し、子どもへの認知症に関する普及啓発を行うこと。
- (5) 必要な認知症施策を総合的かつ計画的に実施し、持続的かつ発展的に推進すること。

【解説】

第4条では、市が責務とすることを述べています。

(第 1 号)

本人と家族等の生活の実情を把握するとともに、新しい認知症観*1 に立った前向きな意
思(希望)と、意思形成前の意向や日常生活の中で出てくる素朴な思いや切実な思い(思い)
を把握し、それを踏まえた上でその時代にあった事業内容を継続的に検討していくことを
述べています。

(第 2 号)

本人や家族等を含めた対話の機会の確保と、相談窓口の設置・普及に今後も継続的に努め
ることを述べています。

(第 3 号)

本人の生活に関係する行政部署間で情報の共有を行い、個々の部署の関わりだけでは難
しい課題を解決に導いていくことを述べています。

(第 4 号)

泉南市の認知症施策では、教育委員会及び学校等と連携し、教育課程に支障のない範囲で、
認知症サポーター養成講座等を実施してきました。今後も、子どもの頃から認知症に関する
理解を深める機会を持てるように、教育委員会及び学校等と連携しながら認知症に関する
正しい理解の普及啓発を行うことを述べています。

(第 5 号)

泉南市にとって必要な認知症施策を計画に基づき総合的に進め、中長期的な取組みの中
で繰り返し見直しを行いながら発展的に推進することを述べています。

*1「新しい認知症観」：認知症になってからも本人が個性や能力を發揮することができ、
住み慣れた地域で仲間等と暮らしながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができる、という考え方。

(市民等の役割)

第 5 条 市民等は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 認知症に関する知識及び本人に関する理解を深めるよう努めること。
- (2) 認知症を身近なこと及び自分ごととして捉えるよう努めること。
- (3) 本人が孤立しない地域づくりに努めること。
- (4) 行政や地域社会に向けて希望や思いを伝える等で、地域社会の一員として、認知症
になってからも安心して生きがいを持って暮らせるまちづくりに参画するよう努めること。

【解説】

第5条では、市民の役割を述べています。

(第1号)

認知症に関する知識に加えて、その人自身の個性や能力、経験、思いなどを理解するよう努めることを述べています。

(第2号)

認知症は誰もが発症する可能性があることを知り、身近なこと、自分ごととして捉えることで、認知症の有無に関わらず、共に歩んでいくきっかけになるということを述べています。

(第3号)

認知症になってからも本人が孤立することのないよう、認知症の人も含めてお互いに声を掛け合えるような地域づくりに努めることを述べています。

(第4号)

認知症になってからも、支援する側・支援を受ける側という関係性ではなく共に歩んでいく地域社会の一員として、個々に合った方法で地域社会への関わりを持つよう努めることを述べています。「希望や思いを伝える等」の「等」は、言葉で伝える以外に、個性や能力を発揮できる場への参加や協力、自分らしさを表現する取組みなど、他の方法を含んでいます。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、次に掲げる事項を役割とする。

- (1) 自らが雇用する者が認知症に関する理解を深める機会を設け、本人にとって望ましい配慮ができるよう努めること。
- (2) 本人を含む顧客及び市民等と対話する機会を設け、そこで得た声に基づいて、本人がその事業を利用する場合において障壁となるものを、可能な限り、取り除いていくよう努めること。
- (3) 自らが雇用する者及びその家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、事業の遂行に支障のない範囲で雇用の継続に配慮するよう努めること。
- (4) 前3号を行うに当たり必要な場合は、市及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と連携するよう努めること。

【解説】

第6条では、事業者の役割を述べています。

(第1号)

自らが雇用する者が、認知症に関する知識や対応方法を習得し、できるだけ事業者として関わる本人の意向に沿った配慮に努め、本人の尊厳を大切にした対応を取るように努めることを述べています。

(第2号)

事業者が提供しているサービスへの要望や地元の人との交流を通じて、本人にとっての心理的、物理的な障壁を把握し、事業に支障のない範囲でそれらを取り除くことに努めることを述べています。例えば、ゆっくりとお金の精算（レジ）ができるなどです。認知症の本人は、本来はできることであっても、急かされることによってその能力が発揮できないことがあります。落ち着いて本人が動作を進められるように配慮することで、暮らしの中の障壁を取り除くことにつながります。物理的な障壁は、本人がそれを障壁と感じているのか、その障壁が取り除かれることを望んでいるのかという視点が大切です。

(第3号)

自らが雇用する者やその家族等が認知症になってからも、その人の個性と能力を尊重し、事業の遂行に支障のない範囲で雇用の継続に配慮するよう努めることを述べています。例えば、65歳未満で発症する認知症を若年性認知症と言いますが、若年性認知症の発症者は、子育て中や住宅ローン等を抱えている中で、職を失うと経済面に困ることがあります。一方で事業者は事業を継続していく必要があります。その際に、雇用主たる事業者と本人は話し合い、部署や業務内容の変更により本人が働き続けることができるかどうか検討を行うことなどが大切です。

(第4号)

第1号から第3号に取り組むに当たっては、事業者が問題を抱え込まずに済むように、必要に応じて、市の相談窓口への相談や、個別事案については、医療や介護の専門職に助言を求めるよう努めることを述べています。

(保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割)

- 第7条 保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者は、次に掲げる事項を役割とする。
- (1) 認知症に関する知識及び本人に対する適切な支援の方法の習得に努めること。
 - (2) 本人の判断能力の程度によらず、本人の意向及び本人の最善の利益を尊重した支援を行うこと。
 - (3) 市民等及び事業者から、認知症に関する相談があった場合は、可能な限り応じ、又は必要に応じて関係機関等と連携するよう努めること。
 - (4) 国、大阪府及び市が実施する認知症施策に協力するよう努めること。

【解説】

第7条は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者の役割を述べています。

(第1号)

意思決定支援*2 等の一人一人に寄り添った支援方法の習得に努めることを述べています。

(第2号)

本人の意向を尊重しながらも、本人の判断能力が著しく低下している状況では、生命や身体の安全の確保が優先される場合があります。基本法にも、意思決定の適正な支援及び権利利益の保護を図ることがうたわれており、また、意思決定の原則である「本人の意思の尊重、本人の意思決定能力への配慮、早期からの継続的支援」を守りながら、第三者の価値観で決めることなく、本人の意向・感情・価値観を最大限尊重した支援を行うことを述べています。

(第3号) 市民等及び事業者から、認知症に関する相談があった場合に、事業に支障のない範囲で相談に応じ、関係機関と連携することで保健、医療、介護、福祉に関わる事業者や専門職としての社会的責任を果たすように努めることを述べています。

(第4号)

基本法並びに国、府及び市の認知症に関する計画に基づいた各種施策に協力するよう努めることを述べています。

*2 「意思決定支援」：意思形成、意思表明、意志実現、この3つに関する本人支援

(子どもと関わる者の役割)

第8条 子どもと関わる者は、子どもの家族その他日常生活において密接な関係を有する者が認知症の場合において、子どもにとって必要な支援を受けることができるよう努めるものとする。

2 子どもと関わる者のうち、市の認知症施策に関わる者と学校等は、子どもと高齢者の交流の機会及び認知症に関する理解を深める機会を設け、子ども、本人及び市民等が協働する機会の創出に努めるものとする。

【解説】

第8条は、子どもと関わる者の役割について述べています。

(第1項)

第1条の目的で明記している通り、「日常生活において子どもと関わる者」を「子どもと関わる者」と表記しており、具体的には、学校等の他にも、登下校時に旗持ちをする人、学童で働く人、習い事の先生など、日常生活で子どもを見守るあらゆる人を含みます。

認知症の人を家族等にもつ子どもが孤立しないように、個別に必要な支援を受けられるよう情報提供したり、必要な支援につなぐ窓口を紹介したりするよう努めることを述べています。

(第2項)

地域の世代の違う人、とりわけ子どもにとって年の離れた高齢者との関わりを通じて、その人自身を知る経験や学ぶ機会が大事です。

また、認知症について理解することも、その人自身を知ることにつながります。「認知症に関する理解を深める機会」として、条例制定以前から、認知症サポーター養成講座、ポスター掲示、オレンジリングの普及、チラシ配布等を行っています。

「協働する機会」として認知症カフェ^{*3}、チームオレンジ^{*4}等の拠点活動、認知症に関する行事や催しへ出展・参加し認知症について学んだ成果の発表をすること、認知症キャラバンメイト^{*5}とともに認知症普及啓発カラーのオレンジ色の花（マリーゴールド）を育てる取組み等を想定しています。

*3 「認知症カフェ」：認知症に関する理解を深め、地域交流ができる場

*4 「チームオレンジ」：本人のニーズを具体的な支援につなぐ仕組み

*5 「認知症キャラバンメイト」：認知症サポーター養成講座の講師役

(地域の連携及び協働)

第9条 市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもと関わる者は、次に掲げる事項について、連携し協働するよう努めるものとする。

- (1) 本人及び家族等にとって必要な支援を行うこと。
- (2) 市民等の孤独及び孤立を防ぐために、認知症になってからも安心して外出できるよう必要な仕組みを地域に作ること。
- (3) 認知症に関する知識及び本人に関する理解について繰り返し学び直すことができる機会を創出すること。
- (4) 本人の意欲及び経験を尊重するとともに、本人が個性及び能力を發揮し、自らの経験を次世代に伝え、新たな人と人とのつながりを生み出す機会を確保すること。

【解説】

第9条では、市、市民等、事業者、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者及び子どもと関わる者が、各号に記載していることを取り組むに当たっては、単独あるいは一人で抱え込むことのないように、地域社会を構成する者と相互に連携し協働に努めることを述べています。

(第1号)

本人と家族等が必要とする支援を地域で連携して行うことの重要性について述べています。心配し過ぎるような言葉や先回りするような行動によって、本人と家族等の不安を大きくすることがないよう配慮することも必要です。

(第2号)

市民等が認知症になってからも、安心して外出し、必要なサポートを受けることができるような取組みや体制を整備する場合、関係する者が相互に連携し協働することを述べています。具体例としては、チームオレンジの活動を想定しています。

(第3号)

「繰り返し学び直すことができる機会」として、例えば認知症サポーターステップアップ講座で本人・家族の心理的理を深めた後、チームオレンジや認知症カフェ、相談会などで自らの学びを他者に伝えることなどを想定しています。他者とコミュニケーションを取り、繰り返し学び直すことで新しい認知症観を持つことができること、その機会の大切さを理解し地域全体で創っていくことを述べています。泉南市は、普及啓発活動に継続的に取り組む中で、例えば未就学時期に認知症サポーター養成講座を受けた子どもが数年後に同講座を再び受講する機会を設けることがあります。その際に、初めて受講した時のことを思い出

し、さらに理解が深まった等の感想が届くことがあります。

(第4号)

本人の思いや気持ちとこれまでの経験を尊重し、本人が自身の個性と能力を活かし、これまでの人生経験や仕事の経験などを次の世代へ伝えることで、今後も安心して暮らしていくために自分にできることを考えるなど、地域社会の一人ひとりが認知症について考える一つのきっかけとなります。世代間の繋がりを通して、時代に合ったまちづくりに取り組み、今後も人と人とのつながりを生み出すような機会を地域全体で作り、共に歩んでいくということを述べています。